

公益社団法人日本地震学会
日本地震学会賞規定

2016年3月22日制定

2017年9月13日改正

2018年9月18日改正

(定義)

第1条 本規定は、地震学の発展において世界的に大きな影響を与えた業績をあげた者を顕彰するために、公益社団法人日本地震学会が贈る「日本地震学会賞」(英文名称: The Seismological Society of Japan Award) に関して定める。

(授賞対象)

第2条 本賞の対象は、原則として日本地震学会が主催・共催する近年の学術集会等での発表によって、その業績を明らかにしている個人とする。なお、本賞の既受賞者は、対象から除く。

(受賞者数)

第3条 受賞者数は、原則として毎年1名とする。ただし、該当者がいない場合には、授賞を行わない。

(授賞式)

第4条 授賞式は、地震学会秋季大会の場において行い、受賞者に、賞状及び副賞を贈る。

(選考)

第5条 受賞者の決定は、別に定める選考要領により、公益社団法人日本地震学会理事会(以下「理事会」という。)が行う。

(公示)

第6条 理事会は、受賞者決定後すみやかに該当者に通知し、「地震(ニュースレター部)」に受賞者名及び受賞理由を公示する。

(取り消し)

第7条 理事会は、授賞後、授賞対象の研究において不正が認められたとき、遡って授賞を取り消すことができる。

(改廃)

第8条 この規定の改廃は、理事会の議を経なければならない。

公益社団法人日本地震学会
日本地震学会賞選考要領

2016年3月22日制定

2017年9月13日改正

1. 公益社団法人日本地震学会理事会（以下「理事会」という。）は、公益社団法人日本地震学会の正会員および名誉会員より、毎年5名以内の者を選考委員として指名し、日本地震学会賞選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を構成させる。選考委員会の長は、委員の互選により決定する。
2. 選考委員が選考の対象となった場合は、選考委員を辞退しなければならない。この場合理事会は、選考委員を補充することができる。
3. 理事会は、「日本地震学会賞」候補推薦の受付について事前に広報するものとする。
4. 受賞候補者の推薦は、正会員および名誉会員合わせて3名以上連記による推薦理由書を選考委員会に提出することによって行われる。ただし、選考委員は推薦を行うことができない。
5. 選考委員会は、推薦された全候補者の業績について審議し、原則として受賞候補1名を、推薦理由を付して理事会に推薦する。
6. 理事会は、選考委員会から推薦された候補者について審議し、受賞者を決定する。
7. 選考に係わる審議は非公開とする。